

国民健康保険税納入通知書の「子ども・子育て支援納付金分」課税額の計算方法について

※6月2日時点で長与町国民健康保険に加入されている方に送付した納入通知書について説明したものです。
※6月3日以降に加入された場合は通知書の様式が異なる場合があります。

子 ども 分			課税標準額	税率	税額(円)
区 分			2,000,000 円	0.27 %	5,400
所 得 割					
資 産 割			0 円	0.00 %	0
均 等 割			5 人	1,215 円	6,205
平 等 割 額				821	
合 計 (A)				12,426	
(中 略)					
軽 減 額			均等割額		3,645

(令和8年度 納入通知書 見本)

【計算過程の詳細】

18歳以上被保険者 2人 + 18歳未満被保険者 3人 = 世帯の被保険者合計 5人 の場合

【子ども・子育て支援納付金の均等割額】

1,280円 (税額基礎 1,215円 + 18歳以上均等割額 65円)

世帯の被保険者「**全員**」
※18歳未満を**含む**

子ども子育て支援分 税額基礎
均等割額：1,215円
※18歳以上均等割65円は**含まない**

子ども子育て支援分（18歳未満軽減前）
【18歳以上被保険者】 × (1,215円+65円)
※18歳以上均等割65円を**含む**
【18歳未満被保険者】 × 1,215円

子 ども 分			課税標準額	税率	税額(円)
区 分					
均 等 割			5 人	1,215 円	6,205

※この欄では、18歳未満被保険者にも子ども分の均等割を賦課し、後の**軽減欄**で全額を軽減します。

【計算過程の内訳】

均 等 割 基 礎 額	5 人	1,215 円	6,075
18 歳 以 上 均 等 割 額	2 人	65 円	130

世帯の18歳以上被保険者 ※18歳未満を**含まない**

※通知書にある「子ども分において、均等割額に18歳以上均等割額(1人あたり65円)を含んでいます。」の文言が示す「子ども分」の「均等割額」とは、表中の「**税額(円)**」を指します。

【18歳未満の子ども分を軽減】

軽 減 額	3 人	1,215 円	3,645
-------	-----	---------	-------

※実際の算定では子ども分の18歳未満均等割以外の軽減も適用され、軽減欄に含まれる場合があります。

※通知書にある「また、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。」とは、軽減前額において**18歳未満被保険者に対して算定された1,215円**のことを言います。
世帯内に18歳未満被保険者がいない場合は含まれません。

【子ども分の均等割額(18歳未満軽減後)】

均 等 割	2,560		
-------	-------	--	--

※18歳以上被保険者 × (1,280円 = 1,215円 + 65円) と一致します

均 等 割	2 人	1,280 円	2,560
-------	-----	---------	-------

※実際の算定では各種の軽減が適用され、基本額とは異なる場合があります。

※子ども分均等割の基礎額である1,215円は計算の過程にのみ用いられ、最終的な賦課決定においては65円を含んだ1,280円(18歳以上)か0円(18歳未満全額軽減)となります。(1,215円を賦課される人はいません。) によって、国税税のパンフレットにおいては1,280円を子ども分の均等割額として掲載しております。

※上記の様式や税率は令和8年度のもので、次年度以降、変更となる可能性があります。